

職員の懲戒処分について

標記について、下記のとおり懲戒処分を行いましたので、公表いたします。

【暴言事案】

1 被処分者 環境経済部 環境衛生課 主任 58歳 男

2 処分内容 減給10分の1 1ヶ月

(根拠法令：地方公務員法第29条第1項第1号、第2号および第3号)

3 処分日 令和元年12月24日

4 事案概要

令和元年11月15日の午後5時20分ごろ、ごみシールの売上金の計算が合わないことに対して立腹した被処分職員が、部下職員のミスであると決めつけたうえで、暴言を発し職場の秩序を乱したもの。

5 処分理由

被処分者は、部下職員に対して暴言を発し、職場の秩序を乱すとともに、当該職員の人格や尊厳を傷つけた。

このことは、地方公務員としてあるまじき行為であり、地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）及び河内長野市職員の職場におけるハラスメント防止等に関する要綱第6条に違反することから、地方公務員法第29条第1項各号に該当するものとして処分を行う。

【問い合わせ先】

河内長野市総合政策部人事課 0721-53-1111